



質問

管理費会計の不足を補うため、修繕積立金会計から管理費会計に金銭を振り替えたいのですが可能ですか。



回答

マンション標準管理規約第28条によると、第1項で修繕積立金の用途を限定しており、第4項では管理費と区分して経理することを義務付けています。よって、マンション標準管理規約に準拠している規約であれば、修繕積立金会計から管理費会計に金銭を振り替えることはできないと考えられます。

これは、計画的な修繕など特別の管理に要する経費として金銭を積み立てて残しておかなければならないという趣旨のもと、管理費と区分経理してその用途を限定していると思われます。

よって、管理費会計の不足の対応としては、まずは支出項目及び金額の見直しを行うことでしょうか。それでも賄えない状態であれば、管理費等収入項目の増額を検討してください。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。